

回答書

件名		令和9年高知県庁西庁舎で使用する電気
供給地点について		
1	質問	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁
	回答	①四国電力送配電（株） ②08
契約電力について		
2	質問	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。
	回答	変更予定はありません。
計量日について		
3	質問	現在の計量日をご教示ください。 ※よくある質問回答に計量日は契約書案第11条（毎月末日24時）の通りとありましたが、現在の計量日も毎月末24時（1日検針）ですか。現行検針日から変更希望がある、といった場合はご教示ください。
		計量日につきまして、「末日24時」とは「1日0時」と解釈しても差し支えないでしょうか。
	回答	契約書（案）（計量）第11条のとおりです。
蓄熱割引について		
4	質問	弊社は蓄熱割引の適用はございませんが、ご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
予備電力について		
5	質問	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。
	回答	予備電力の契約はありません。
燃料費調整について		
6	質問	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
		契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。
		①よくある質問1「入札時点の算定諸元を契約満了まで適用してよいか」に契約書案の通りとご回答がありましたが、契約書には「旧一般電気事業者が公表している電気需給条件及び主契約料金条件によるもの」とあるため、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には新たに設けた算定諸元を適用するという認識でお間違いないでしょうか。 ②新たに設けた算定諸元を適用した場合、“契約単価”の見直し協議は可能でしょうか。
		燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額その他これらに類する調整額）について、落札後に当該エリアを管轄する旧一般電気事業者が算定方法等の見直しを行った場合、同時期に見直し後の算定方法を適用することは可能でしょうか。
		旧一般電気事業者において燃料費等調整額の算定諸元が変更された場合、弊社システム対応の関係から、従前の算定諸元を継続して適用するなど、取扱いについて協議させていただくことは可能でしょうか。
		契約期間中は、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。 供給開始時の約款を適用となる場合、入札時の約款の算定方法と条件が大幅に異なる場合は、協議させていただく事は可能でしょうか。
		燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。

6	質問	契約書（案）第12条第2項に規定する「燃料費調整」について、適用する調整単価には、燃料費調整単価のほか、市場価格調整単価も含まれる認識でよろしいでしょうか。また、弊社請求書様式では、燃料費調整単価と市場価格調整単価を合算し、「燃料費等調整単価」として表示しております。当該様式による請求で差し支えないでしょうか。
	回答	燃料費調整の取扱いについては、契約書（案）（料金の算定）第12条第2項のとおりです。
託送料金の見直しについて		
7	質問	本年11月より、小売電気事業者に共通して影響する一般送配電事業者の託送料金の値上げが予定されておりますが、現時点では国の認可前であり、改定後の料金が確定しておりません。つきましては、現行の託送料金を前提として入札し、落札後に改定後の託送料金が確定した場合は、託送料金の値上げ分に限り、契約単価を変更させていただいてよろしいでしょうか。 一般送配電事業者より、託送供給等約款の見直しに伴う、2026年11月以降の託送料金単価の改定（値上げ）についてのお知らせが公表されております。当該改定は政府の承認後適用されるものと認識しておりますが、本入札における入札金額の算定にあたり、当該託送料金改定が承認・適用されることを前提として、改定後の託送料金を見込んで入札金額を算定するものと考えてよろしいでしょうか。
	回答	四国電力送配電（株）が令和8年9月11日付けで「託送供給等約款の変更届出について」のプレスリリースしています。このプレスリリースに記載されている新単価を適用して入札金額を積算してください。
8	質問	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承いただけますでしょうか。
	回答	よくある質問11のとおりです。
市場連動プランについて		
9	質問	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。
	回答	料金の算定については、契約書（案）（料金の算定）第12条のとおりとしてください。
年間総額内訳書について		
10	質問	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。 「年間総額」を税込から税抜金額（入札書記載金額）にする際、端数処理の指定はありますでしょうか。
		入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）
	回答	年間総額内訳書に記載のとおり、b欄及びe欄は税込としてください。その他は指定はありませんが、（5）年間総額（消費税等相当額を含まない額）（＝入札書記載金額）は（4）年間総額（電気料金月額の合計）の100/110の額を記載してください。 端数処理の指定は（3）のみです。その他は指定はありません。

11	質問	入札額の算定時の力率について、力率１００％で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）
	回答	年間総額内訳書の注意事項１のとおりです。
12	質問	内訳書の割引等月額について、割引等ない場合には「0」とする対応でよろしいでしょうか。
	回答	割引等がない場合の表記の指定はありません。
入札書について		
13	質問	入札書に記載する日付について、入札説明書には「入札日の年月日」、よくある質問７には「入札参加資格に関する通知文書を受け取った日から、入札書提出期限までの日付」とございます。どちらに合わせて記入すればよろしいでしょうか。
		入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。
	回答	よくある質問８のとおりです。
入札書の提出方法について		
14	質問	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、簡易書留にてお送りしても問題ございませんでしょうか。
	回答	「別紙「見本」」、入札説明書８（５）のとおりです。
開札結果について		
15	質問	開札日に弊社から連絡し、弊社が落札したか、他社が落札したかどうかだけでもご教示いただくことは可能でしょうか。
	回答	個別のお問い合わせはお控えください。
16	質問	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。
	回答	公開範囲は例年と同様です。令和７年９月１７日付け「高知県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎の電力入札結果について（ https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025102300016/ ）」をご確認ください。
入札参加資格決定について		
17	質問	参加資格決定通知は発行されますでしょうか。発行される場合、参加資格決定通知の発行方法・発行日も合わせてご教示お願いいたします。
	回答	審査結果を９月３０日頃に発送予定です。
入札保証金及び契約保証金について		
18	質問	入札保証金及び契約保証金免除に係る書類について、「過去２年間」と記載がございましたが、供給終了日が２年以内にあれば問題ございませんでしょうか。 例）供給期間：２０２４年４月～２０２５年３月
		保証金免除に関する契約書の写しについて、供給期間が「２０２４年１０月１日～２０２７年９月３０日」となっており、２年間の履行が完了し、現在も契約中である契約書の写しでもよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
請求書について		
19	質問	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。
		お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）
		請求書発行について、弊社では毎月７営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。（年度末でも同様）
		弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月７営業日夕方より順次掲載致します。ご了承くださいませでしょうか。
	回答	よくある質問１４のとおりです。

20	質問	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。
	質問	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。
	回答	差し支えありません。
21	質問	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。
	質問	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）
	回答	よくある質問15のとおりです。
22	質問	今後、紙面のご請求書は発行手数料（330円）をお客様負担とさせていただく可能性があります。ご了承いただけますか。
	回答	差し支えありません。
23	質問	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は 【紙請求書による特別対応について】 の回答をお願いいたします。） 【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。
	回答	請求書には、代表者印の押印もしくは発行責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載が必要です。請求書の到着期限はありませんが、支払は契約書（案）（料金の支払等）第13条第2項のとおりとなります。
24	質問	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
25	質問	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
支払について		
26	質問	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。 また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。
		弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。
		請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。
	回答	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、電力需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
	回答	よくある質問16のとおりです。 取引先銀行は四国銀行です。 支払期限は契約書（案）（料金の支払等）第13条第2項のとおりです。

契約書について		
27	質問	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができればなる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。
	回答	供給開始までの契約締結となります。日程については協議可能です。
28	質問	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、電力需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
	回答	契約書（案）（料金の支払等）第13条第3項のとおりです。
29	質問	第4条（契約電力） 前項の後に、第2項として下記を追記していただくことは可能でしょうか。 2「甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。」
		第8条（権利義務の譲渡等の禁止） ただし書き以降を、下記文言に変更いただくことは可能でしょうか。 「ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。」
		第15条2（契約の解除） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いしますでしょうか。 「甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第5条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第5条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。」
		第21条（疑義の決定等） 定めのない事項に付き協議を行う際に「乙の電力需給約款参照の上」を追記していただくことは可能でしょうか。
	回答	契約書の文言の追加・変更や要綱等の添付について、落札後（又は契約後）協議していただくことは可能ですが、原則として契約書（案）のとおりとします。
契約後の変更等について		
30	質問	契約期間中に消費税率が変更された場合は、当該変更分を契約単価に反映するものとしてよろしいでしょうか。
	回答	契約変更にて対応します。
31	質問	契約に関する事項について、以下の3点をご教示ください。 ①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。 ②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。 ③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
		仕様書および電力需給契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、電力需給契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。
		仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。
		当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。
	回答	契約書（案）（疑義の決定等）第21条により協議します。

使用電力量、最大需要電力量の集計について		
32	質問	仕様書3（5）について、昼間（8時～22時）・夜間の使用電力量については弊社での集計は対応できかねます。WEB上のマイページに毎月の30分値データが掲載されますので、ダウンロードいただきお客様ご自身で集計いただくことは可能でしょうか。
	質問	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
	質問	弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
障害等が発生した場合の体制について		
33	質問	仕様書3（2）について、障害等が発生した場合のお問い合わせ窓口は弊社ですが、実際に弊社職員が現地にて障害対応は行わず、実際には、必要に応じて四国電力送配電株式会社様にてご対応いただくこととなります。また、状況によっては、お客さまへ地域の電力会社の対応窓口の連絡先をお伝えし直接ご連絡いただく場合もございます。
	回答	差し支えありません。
政府の電気料金支援について		
34	質問	今後、電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府による支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整額の算定方法等諸条件については、みなし小売電気事業者と同様の取り扱いとし、政府が公表する支援単価と同額をお値引きいたします。 なお、請求書への記載については燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けたうえでのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。
	回答	請求書上、燃料費調整額からではなく別項目からの割引となる場合、第12条第2項については変更契約により対応します。
データの提供について		
35	質問	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。
	回答	同意書の提出は可能です。
契約後の工事について		
36	質問	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。
	回答	ありません。
37	質問	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
その他		
38	質問	①弊社本社所在地が令和8年9月より変更となります。 入札書や申請書類には変更後の本社所在地を記載して提出することで差し支えないでしょうか。 ②申請書類の一部について、現時点では住所変更前の所在地が記載された資料がございますが、提出上問題ございませんでしょうか。 ③住所変更に伴い、提出が必要な書類がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。
	回答	①差し支えありません。 ②変更前と変更後の住所を記載した書面（任意様式）を添付してください。 ③本入札においては、特にありません。
39	質問	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。
	回答	可能です。